

みであり、失業防止については殆んど何も行つてゐないのみでなく、所謂「緊縮節約」に依つて盛んに製造して居るのである。又失業救済事業について見れば、僅かに次の如くであるに過ぎない。

費用(千圓)	延人員	一日平均使用人員
國道改良工事	一八、五〇〇	一五、四四三
府縣道改良工事	二三、四六七	七、八三六
失業救済事業五年度繰越	一八、九八四	二五、六九一
六年度	四二、二九三	三、四三九
計	一〇三、二四四	六、三〇一
	一一、八六〇	二二、一六九
		一日平均七萬四千

(二年労働日數三百日として)

即ち、一億三百二十四萬四千圓の道路事業に依つて、一日平均七萬四千人の失業者に仕事を與へると言ふのである、事實どの程度に實績を擧げて居るかは、疑問とするところである。

しかし昭和五年度失業救済事業の實績を見ると、一般日傭労働者の失業救済事業に於ては事業費豫算額五千百萬圓、この實際支出額千九百萬圓にて約四割、労力費は豫算額千三百萬圓、この支出額六百六十萬圓にて約五割、従つて労働者の使用數も延人員七百七十七萬人の豫定に對し實際使用したものは三百九十八萬人で半分であつた。従つて昭和六年度に於てもこれと同様の成績と見れば、先づ一日平均三萬七千人位の程度であらう。假りに、社會局發表の失業者四十萬七千人を眞實としても、政府の救済事業に依つて仕事を與へられるものは、一割にも及ばない有様である。以て如何に、失業救済事業の貧弱なものであるかが明瞭である。しかも、熟練労働者及び智識労働者に對する救済策は全く顧られて居らないのである。

#### 我總同盟の主張

我總同盟は、別項大會記録にもある如く、失業防止としては、(1)官公營事業を起し、(2)八時間労働時間實施、(3)朝鮮労働者の郷土安住政策、救済策としては、(4)失業保險法の實施、(5)失業手当の支給等を擧げて居るのであるが、(1)に就ては前述せる如く、政府の緊縮政策、行政整理に依つて益々失業者はつくり出されつゝある。(2)に就ても何等の考慮も拂は

れず、(4)(5)の救済策も同様の状態である。

我總同盟の共済的施設に就ては、前年度大會に於て、失業手当管理組合設立案が可決され、特別委員が任命されたのであるが、該管理組合には、相當額の基金の必要ありと認めらるゝに拘はらず、現在其準備なき爲、遺憾乍ら未だ實現を見る迄に至らないのである。現状としては、極力、解雇手当を多額に支給せしむる運動に努力を集中して居るのであつて、この點に就ては、他團體に比し、相當見るべき成績を擧げて居る。又、最近の中央委員會は、失業者救済の爲、政府の買上貯藏米を半額にて拂下げ、これを分賣する計畫も有するのである。

#### 失業問題の根本的解決策

失業問題は、周知の如く世界的問題であつて、各國ともこれがため、深刻なる悩みを経験しつゝあるのである。而も、何處も同様、徹底的解決を見るに至つ居らないのであるが、失業保險、其他の施設に依つて、とにかく最低生活は保證されて居るのである。労働組合内の共済施設に就ても、先進各國の労働組合は、相當程度の發達を遂げて居るのである。然るに我國に於ては全く然らず、失業労働者は、全然遺棄されて顧られて居らないのである。されば我同盟は今後、極力救済施設の充實の爲に努力しなければならぬ責任がある。

然し乍ら、失業問題の根本的解決は、これ等の應急若くは恒常的制度施設を以てしても到底不可能である。これ世界各國の實例の示すところである。失業問題の解決は、我國民經濟を全面的計畫經濟によつて再編成し、根本的に新なる出發點に立つてのみ、始めて發見し得るであらう。

#### 暴壓請法令改廢要求に関する件

あらゆる機會を捉へて、改廢に對する闘争を行ひ、社會的輿論の喚起に努力したが、依然、主要法令に就いて、その目的を達することが出来ない。僅かに、第五十九議會に於て違警罪即決令の改正を見るに止まつたのみである。右改正の事狀左の如し。

#### 改正條項

第三條 左の一項を加ふ

被告人の法定代理人補佐人又は配偶者は被告人の爲め獨立して前項の請求(註正式裁判請求)を爲すことを得